
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 196 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いの再提案、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法、及び満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いの再提案に関する意見）

事務局資料第 16 項の第 1 のオプションに関する意見

2. オプション 1 を条件(1)及び条件(2)のみにするという事務局提案に賛成する。
3. 前回の提案における条件(3)については、実務的に疎明するのが難しいポイントであったところ、今回の提案は、これを条件(2)に一本化することにより分かり易いものとなり賛成する。また、条件(3)の考え方を結論の背景等に記載すると提案も、判断する際の具体的なイメージを示すことで実務のばらつきを抑える効果があると考えられる。
4. 第 1 のオプションについて、実務対応の面からこれを設けること自体は理解できる。
5. 条件(1)について、提供する役務は契約書で詳細に記載されることもあれば、金額だけ記載されるケースもあり、さまざまであるため、具体的なガイダンスを示すことは困難であるという事務局の分析に同意する。
6. 条件(2)について、合理的であるとするか、不合理でないとするのでは、後者の方が実務で適用し易いニュアンスもあるが、どちらのイメージであるか確認したい。
7. 条件(2)について、設定された手数料の料金と対応する役務との関係が合理的であるかについて、定量的な関係は見出し難いため、定性的な関係のみで判断するという理解でよいか確認したい。

8. 貸付金の手数料の論点を本プロジェクトで取り扱い、仮に IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めと完全には一致しない記載を行う場合には、IFRS 第 9 号と同等の結果を確保し、実務のばらつきを抑えるために、組成手数料、元利金回収、コミットメント手数料等、手数料の具体的な記載が必要と考える。
9. 条件の明確化について、事務局が検討した手数料の事例分析等に基づき、あらためて専門委員会で議論してもよいのではないかと考える。

事務局資料第 17 項の第 2 のオプションに関する意見

10. 第 2 のオプションを教育文書に記載するという事務局提案について、国際会計基準審議会（IASB）のデュー・プロセス・ハンドブックでは、教育文書は基準本文と明確に区別され、基準の要求事項を追加又は変更することは出来ないとされている。この点、国内基準において手数料を実効金利の調整として取り扱うことを原則とする下で、調整しないとする第 2 のオプションは、原則の追加又は変更に該当する可能性がある。教育文書で第 2 のオプションに関する合理的な配分方法の考え方等を示すだけでなく、原則の追加又は変更となる取扱いを示す場合には、IASB の教育文書と性質が異なるため、企業会計基準委員会として教育文書の位置づけを整理した方がよいと考える。
11. 第 2 のオプションの必要性を疑問視する意見があるのも尤もではあるが、このオプションの目的は、償却原価に使用する利率と予想信用損失の割引率をいずれも約定金利で揃えることを目的としていると理解している。
12. 第 2 のオプションには、計算方法や表示など細かい論点があると考えられる。例えば、表示としては手数料ではなく利息に示す方が適切な場合も考えられるため、それらを含めて教育文書にどのように記載するか慎重な議論が必要である。
13. 第 2 のオプションを貸付金に対してのみ適用するのは複雑であり、債券等も含め償却原価測定される資産について適用することも考えられるため、適用対象について確認したい。

その他の意見

14. 事務局資料第 16 項について、手数料を実効金利に含めず収益認識会計基準等に準じて収益認識するとの提案を取り入れた場合でも、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 3 項(5)は修正せず、引き続き金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料は収益認識基準の対象外になるという理解でよいか確認したい。

(ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法に関する意見)

貸付金と債券に共通する意見

15. 少なくとも債券について、オプションとして定額法が認められることを基準上明記するとの提案は実務上望ましいものとする。なお、金融機関では貸付金と債券を取り扱うシステムや管理方法は異なるため、両者の取扱いを変えるという事務局提案による実務上の支障は小さいと考えられる。
16. 金融機関の中でも業種によって異なる可能性はあるが、信用リスク・ポートフォリオの中で貸付金と債券は、信用リスクの分布は異なるとしても、投資適格が中心という点で共通しており、事務局資料(4)の第18項から第20項に記載された債券に対する事務局の分析は、貸付金にもそのまま該当することが考えられる。そのため、貸付金にも重要性を考慮したうえで同様の手法を適用出来るようにお願いしたい。
17. 外部格付けが投資適格に該当する債券に対する定額法の容認規定の適用対象について、貸付金も含まれるかどうか、また、債券のみとした場合でも保有目的とは別に債券を貸付金代替性債券とその他の債券とに分類して適用対象を分ける必要があるのかどうか確認したい。
18. 事務局提案は、貸付金と債券、及び貸付金代替債券とその他の債券の区分に基づくものであるが、貸付金と満期保有目的債券がどのように異なるかについても整理する必要があると考えられる。

債券の償却原価の償却方法に関する意見

19. 外部格付けが投資適格に該当する債券の償却原価の償却方法について、オプションとして定額法を認めるという事務局提案に賛成するが、事後的な外部格付けの変動により償却方法をキャッチ・アップ修正することは実務上困難だと考える。
20. 投資適格かどうかで償却方法を変えるという考え方は興味深い一方、格付けによって分類・測定の会計処理を決めることに違和感もある。また、債券の中で定額法と定率法が併存することで実務対応上の複雑性が増すことになる。そのため、分類及び測定に関する議論を行うまでの暫定的な対応であるとする、IFRS第9号にはない複雑な会計処理を過渡的に導入するよりは、貸付金代替性債券は貸付金と同様に原則として利息法としたうえで定額法のオプションを設ける一方、その他の債券については現行の取扱いを維持する方が望ましいと考える。

21. 外部格付けが投資適格から変更された場合、キャッチ・アップ修正を行うのはよいと思うが複雑性が増すという問題がある。現状では妙案は見出せていない。
22. 簡便法として定額法を認めるという方法を取らない場合、キャッチ・アップ修正の議論が生じるが、この処理は複雑であるため、現実的には債券が投資適格でなくなった場合には売却するなどの行動が取られる可能性がある。
23. 外部格付けが投資適格に該当する債券に対する定額法のオプションの適用範囲について、文案検討時には、投資適格のすべての債券又は一部の債券に適用するかや、異なる分類で保有する同一銘柄へどのように適用するか等について検討する必要がある。その際、キャッチ・アップ修正の負荷は大きいと考えられるため、企業によっては、キャッチ・アップ修正が必要になる可能性を避けるべく、当初からオプションを適用しない、又はソブリン債にのみ適用したいといったニーズがあり得ることも考慮する必要がある。

その他の意見

24. 銀行保証付私募債等の貸付金代替性債券に予想信用損失を計上する場合、純資産直入法による時価評価の処理は必要ないとも考えられるため、今後、検討することが考えられる。
25. 資料(3)では貸付金に関する償却原価の償却方法について「定額法を認めない」との記載があるが、書き振りを修正する必要がある。

以 上